

池田市地域防災計画令和 3 年度修正

新旧対照表

池田市防災会議

現行計画	修正案	備考
<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務 (新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>第9節 国土強靱化地域計画との関係</p> <p>(略)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、避難路の指定</p> <p>2 緊急避難場所、避難路の安全性の向上</p> <p>3 指定避難所の指定・整備</p> <p>4 指定避難所の運営・管理体制の整備</p> <p>5 避難誘導體制の整備</p> <p>6 応急仮設住宅建設候補地の事前選定</p> <p>第7節 応急危険度判定制度の整備</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定制度の活用</p> <p>2 被災宅地危険度判定制度の活用</p> <p>3 斜面判定土制度の活用</p> <p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>1 水道</p> <p>2 下水道</p> <p>3 電力(関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</p> <p>2 社会福祉施設</p> <p>3 福祉避難所の指定</p>	<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務</p> <p>1 市</p> <p>2 市民</p> <p>3 事業者</p> <p>4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携</p> <p>(略)</p> <p>第9節 国土強靱化地域計画との連携</p> <p>(略)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>1 指定緊急避難場所、避難路の指定</p> <p>2 指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上</p> <p>3 指定避難所の指定・整備</p> <p>4 指定避難所の運営・管理体制の整備</p> <p>5 避難誘導體制の整備</p> <p>6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定</p> <p>第7節 応急危険度判定制度の整備</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定制度の活用</p> <p>2 被災宅地危険度判定制度の活用</p> <p>3 斜面判定制度の活用</p> <p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>1 水道</p> <p>2 下水道</p> <p>3 電力(関西電力送配電株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</p> <p>2 社会福祉施設</p> <p>3 指定福祉避難所の指定</p>	<p>本編表記との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>4 外国人に対する支援体制整備 5 その他の要配慮者に対する配慮 (略)</p> <p>第3編 自然災害応急対策 (略)</p> <p>第6節 広域応援等の要請・受入れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応援要請の内容 2 緊急消防援助隊派遣の要請 3 広域応援等の受入れ 4 広域応援等に伴う職員の派遣 5 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく支援 6 関係機関の連絡調整 <p>(略)</p> <p>第10節 避難誘導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難の準備の指示</u> 2 避難指示等 3 <u>避難指示等の意味合い</u> 4 避難者の誘導 5 警戒区域の設定 <p>(略)</p> <p>第5編 災害復旧・復興対策 (略)</p> <p>第2節 被災者の<u>生活確保</u> (略)</p>	<p>4 外国人に対する支援体制整備 5 その他の要配慮者に対する配慮 (略)</p> <p>第3編 自然災害応急対策 (略)</p> <p>第6節 広域応援等の要請・受入れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応援要請の内容 2 緊急消防援助隊派遣の要請 3 広域応援等の受入れ 4 広域応援等に伴う職員の派遣 5 <u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく支援 6 関係機関の連絡調整 <p>(略)</p> <p>第10節 避難誘導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>高齢者等避難</u> 2 避難指示等 3 <u>避難情報と居住者等がとるべき行動等</u> 4 避難者の誘導 5 警戒区域の設定 <p>(略)</p> <p>第5編 災害復旧・復興対策 (略)</p> <p>第2節 被災者の<u>生活再建支援</u> (略)</p>	<p>本編表記との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第3節 市及び市民、事業者の基本的責務 (新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 池田市 (略)</p> <p>(2) 市長公室 (略)</p> <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 子ども・健康部 (略)</p> <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(3) <u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u> (略)</p> <p>(4) 大阪ガス株式会社</p>	<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第3節 市及び市民、事業者等の基本的責務</p> <p><u>災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自らの命は自らが守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。</u></p> <p><u>市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な期間と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 NPO・ボランティア等多様な機関との連携</p> <p><u>住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 池田市 (略)</p> <p>(2) 市長公室 (略)</p> <p><u>⑱ 池田市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携に関すること</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 子ども・健康部 (略)</p> <p><u>⑦ 池田市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携に関すること</u></p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(3) <u>関西電力送配電株式会社</u> (略)</p> <p>(4) 大阪ガス株式会社※令和4年4月1日からは、大阪ガスネットワーク株式会社(以下同じ)</p>	<p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p> <p>池田市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携事務を追加</p> <p>社名記載要領の変更</p> <p>導管事業分社化</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第10節 計画の修正</p> <p><u>この計画</u>は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、<u>市及び防災関係機関から修正案を徴し修正する。</u></p> <p>修正にあたっては、<u>女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の視点反映に努める。</u>また、他自治体の実災害対応などを生きた教訓として活用するとともに、<u>令和2年</u>の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大など、自然災害に複合して発生した場合に重大な脅威となる事項についても考察範囲に含める。</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市防災化計画</p> <p>(略)</p> <p>7 <u>空き家等の対策</u></p> <p>市は、<u>平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u></p> <p>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>10 ライフライン災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 下水道</p> <p>(略)</p> <p>ア 施設及び設備の<u>新設・増設</u>に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」（日本下水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。</p> <p>イ 今後、施設の老朽化を迎えるため、「<u>長寿命化計画</u>」に基づき計画的に改築を行う。</p> <p>ウ <u>補強・再整備に当たっては、緊急度の高い場所、老朽部分から進める。</u>特に配管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 電力（<u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 計画の修正</p> <p><u>池田市防災会議</u>は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは<u>修正を行う。</u></p> <p><u>また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</u></p> <p>修正にあたっては、他自治体の実災害対応などを生きた教訓として活用するとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大など、自然災害に複合して発生した場合に重大な脅威となる事項についても考察範囲に含める。</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市防災化計画</p> <p>(略)</p> <p>7 <u>空家等の対策</u></p> <p>市は、<u>平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u></p> <p>府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>10 ライフライン災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 下水道</p> <p>(略)</p> <p>ア 施設及び設備の<u>改築・更新</u>に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」（日本下水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。</p> <p>イ 今後、施設の老朽化を迎えるため、「<u>ストックマネジメント計画</u>」に基づき計画的に改築を行う。</p> <p>ウ <u>下水処理機能の確保のため必要な防災対策として、下水道施設とその設備において耐震化を促進する。</u>特に配管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 電力（<u>関西電力送配電株式会社</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>計画作成主体の明確化</p> <p>国、府修正の反映</p> <p>国の表記への整合（×空き家→○空家）</p> <p>国・府計画と整合</p> <p>市の防災対策の反映</p> <p>社名記載要領の変更</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第2節 水害予防計画 (略)</p> <p>4 水害減災対策の推進 (略)</p> <p>(1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な指定緊急避難場所の確保 市は、浸水想定区域において、次の事項を定め、住民に周知させるためハザードマップを作成し、市内全戸に配布する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 洪水リスクの周知 公表された洪水リスクを住民にわかりやすく周知するため、ハザードマップ等の作成・配布及び説明会・講習会の実施等必要な措置を講じるように努める。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施・指導 (略)</p> <p>ア 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>イ 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>ウ 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を策定し、そ</p>	<p>第2節 水害予防計画 (略)</p> <p>4 水害減災対策の推進 (略)</p> <p>(1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な指定緊急避難場所の確保 市は、浸水想定区域において、次の事項を定め、住民に周知させるため「池田市ハザードマップ」を作成し、市内全戸に配布するとともに市ホームページに掲載する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 洪水リスクの周知 公表された洪水リスクを住民にわかりやすく周知するため、防災関連情報を付記した池田市ハザードマップを作成・配布するとともに、防災訓練や出前講座等の機会を通じてその内容の普及・徹底に努める。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、「自らの命は自らが守る」という考え方の下、住民1人ひとりが居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるようにするとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p> <p>また、「池田市マイタイムライン」を普及し、避難情報に応ずる具体的な避難行動を記入して携行し、災害発生時に自分自身の行動マニュアルとして活用できるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施・指導 (略)</p> <p>ア 浸水想定区域内に位置し、本計画(関係資料)に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>イ 浸水想定区域内に位置し、本計画(関係資料)に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画(関係資料)に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を策定</p>	<p>市の防災対策の反映</p> <p>表現修正</p>

現行計画	修正案	備考
<p>れに基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>市及び防災関係機関は、五月山山麓を中心に、地すべり、山崩れ、土石流等による災害が予測される地域について、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の調査と把握及び危険箇所における災害防止対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施・指導</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 危険物等災害予防計画</p> <p>1 危険物災害予防</p> <p>(新規記載)</p>	<p>し、それに基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>府、市及び近畿地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を推進する。</p> <p>また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難確保計画の作成等</p> <p>土砂災害警戒区域内に位置し、本計画(関係資料)に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 危険物等災害予防計画</p> <p>1 危険物災害予防</p> <p>(5) 事業者が行う措置</p> <p>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p>	<p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第2章 防災体制の整備</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>9 広域防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>④ 市は、災害の規模や被害の状況に応じて他の自治体等からの応援を円滑に受け入れることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等についての受援体制の構築を計画・準備する。</p> <p>また、<u>被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）</u>に基づく、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に向け、必要に応じ府と調整しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 災害広報体制の整備</p> <p><u>災害に関する情報及び被災者に対する安否情報、生活情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。</u></p> <p>(1) 広報体制の整備</p> <p>ア 広報責任者の選任</p> <p>広報責任者は、情報統括責任者と連携を密にし、被災者、対策員等に的確な情報を提供する。</p> <p>イ 災害の時間的経緯に応じて、<u>提供すべき情報の項目を整理する。</u></p> <p>ウ 広報文案の事前準備</p> <p><u>文案等に留意し、要配慮者に配慮した多様できめ細かな情報を広報する。</u></p> <p>○ <u>地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波情報・気象、海象、水位、放射線量等の状況</u></p> <p>○ <u>初期対応、二次災害の防止、避難行動要支援者への支援の呼びかけ</u></p> <p>○ <u>災害応急活動の窓口及び実施状況</u></p> <p>○ <u>住民の不安感の払拭、適切な対応についての呼びかけ</u></p> <p>○ <u>その他必要な事項（ライフラインや交通情報を含む）</u></p> <p>(2) 災害時の広聴体制の整備</p> <p>府、市及びライフライン事業者は、<u>市民</u>等から寄せられる被害状況や<u>防災関</u></p>	<p>第2章 防災体制の整備</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>9 広域防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>④ 市は、災害の規模や被害の状況に応じて他の自治体等からの応援を円滑に受け入れることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等についての受援体制の構築を計画・準備する。</p> <p>また、<u>応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）</u>に基づく、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に向け、必要に応じ府と調整しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報収集伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 災害広報体制の整備</p> <p><u>府及び市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。</u></p> <p>(1) 広報体制の整備</p> <p>ア 広報責任者の選任</p> <p>広報責任者は、情報統括責任者と連携を密にし、被災者、対策員等に的確な情報を提供する。</p> <p>イ 災害発生後の時間経過に応じた、<u>提供すべき情報の項目整理</u></p> <p>ウ 広報文案の事前準備</p> <p>○ <u>地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況</u></p> <p>○ <u>住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ</u></p> <p>○ <u>出火防止、初期消火の呼びかけ</u></p> <p>○ <u>要配慮者への支援の呼びかけ</u></p> <p>○ <u>災害応急活動の窓口及び実施状況</u></p> <p>エ <u>要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保</u></p> <p>(2) 災害時の広聴体制の整備</p> <p>府、市及びライフライン事業者は、<u>住民</u>等から寄せられる被害状況や応急対</p>	<p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>係機関が行う応急対策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファックスの設置及び相談窓口などの広聴体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の指定・整備</p> <p>市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的期間滞在させるための施設として、指定避難所を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知に努める。また、指定避難所の安全性及び避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所は、小学校区等单位で指定し、非構造部材を含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。</p> <p>この際、施設の高い安全性を確保するよう努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>ア 学校、共同利用施設等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地域の特性、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比</p>	<p>策状況等に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</p> <p>府、市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所の指定・整備</p> <p>市は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的期間滞在させるための施設として、指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知に努める。また、指定避難所の安全性及び避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保に努める。</p> <p>(1) 指定一般避難所の指定</p> <p>指定一般避難所は、小学校区等单位で指定し、非構造部材を含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。</p> <p>この際、施設の高い安全性を確保するよう努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>ア 学校、共同利用施設等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地域の特性、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>イ 指定一般避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送</p>	<p>災害対策基本法施行規則改正の反映</p> <p>国の表記への整合</p> <p>災害対策基本法施行規則改正の反映</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>エ 指定避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備を進めるとともに、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<u>被災者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難誘導體制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア <u>発災時の避難誘導に係る計画の作成に努め、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対して周知徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。</u></p> <p>また、複合的災害が発生することを考慮する。なお、防災マップの作成に当たっては、住民参加型等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>イ <u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動、避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。また、「池田市防災マイタイムライン」を作成し、常に携帯し、避難の際に軽易に確認できる態勢を整備する。</u></p> <p>ウ 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会などの地域住民組織と連携した体制づくりを図る。この際、土砂災害、洪水については、危険な場所から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定<u>一般</u>避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定<u>一般</u>避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>エ 指定<u>一般</u>避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備を進めるとともに、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<u>避難者</u>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難誘導體制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア <u>災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画の作成に努め、防災訓練の実施や啓発資料の配布等により、市民等に対して周知徹底を図る。</u></p> <p>また、水害と土砂災害や複数河川の氾濫など、複合的な災害が発生する可能性があることや、<u>感染症のまん延や治安状況の悪化などにより、避難体制が変化する可能性についても併せて伝達する。</u></p> <p>イ <u>「池田市ハザードマップ」を改訂し、被害想定だけでなく、災害事象の特性、入手できる情報の種類と手段、警戒レベルに応じ住民がとるべき行動、平素からの備えなどの情報を記載し、市民が「自らの命は自らが守る」との考え方の下、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、自らがとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるよう、総合的な防災マニュアルとして活用できるよう整備する。</u></p> <p>ウ <u>「池田市防災マイタイムライン」を整備し、状況に応ずる自身の避難行動を記録し、携帯して活用できるようにする。また、ハザードマップ巻末に掲載し、ハザードマップと連携して活用できるようにするほか、防災訓練や防災講座等を通じて活用要領を普及する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法施行規則改正の反映</p> <p>国・府計画との整合</p> <p>市の防災対策の反映</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>1 水道</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化</p> <p>ア 水道施設の被害状況を迅速に把握し、復旧活動のため、<u>水道業務用無線</u>の活用と充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 電力 (<u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>6 市民への広報</p> <p>② <u>関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社並びに</u>大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p>	<p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p> <p>1 水道</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化</p> <p>ア 水道施設の被害状況を迅速に把握し、復旧活動のため、<u>MCA無線</u>の活用と充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 電力 (<u>関西電力送配電株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>6 市民への広報</p> <p>② <u>関西電力送配電株式会社及び</u>大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成<u>及び個別避難計画の作成</u></p> <p><u>(略)</u></p> <p><u>オ 個別避難計画の作成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、自主防災組織、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u> ・ <u>計画の作成に当たっては、以下の事項を考慮し、優先度が高い避難行動要支援者から作成することを基本とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>地域におけるハザードの状況（洪水・土砂災害等の危険度の想定）</u> ② <u>避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度</u> ③ <u>独居等の居住実態、社会的孤立の状況</u> ・ <u>先行モデルとして避難支援体制が整っている地区から作成を開始、作成過程で得たノウハウ等をマニュアル化し、他地区での作成に反映する。</u> ・ <u>避難行動要支援者の状況の変化、被害想定の見直し、指定福祉避難所に係る公示内容変更等があった場合には、その内容を適切に反映したものとなるよう計画を更新する。</u> 	<p>市の防災対策の反映</p> <p>社名記載要領の変更</p> <p>市の防災対策の反映</p>

現行計画	修正案	備考
<p>(略)</p> <p>3 福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p>福祉避難所：保健福祉総合センター、中央公民館</p> <p>4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>市は、府をはじめ民間事業者を含む多様な機関と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。</p> <p>市内在住外国人に対しては、防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。</p> <p><u>また、府が、</u>災害時に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で設置する「災害時多言語支援センター」の活用を促進する。</p> <p>外国人旅行者に対しては、府と連携し、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努めるとともに、早期帰国等に向けた災害情報等を提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信に努める。また、観光案内所をはじめ、駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。</p> <p>避難所における多言語支援のため、府と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>・ <u>個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報漏えいの防止を含め、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 <u>指定</u>福祉避難所の指定</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定<u>一般</u>避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、<u>指定</u>福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、<u>指定</u>福祉避難所として指定するとともに、<u>指定</u>福祉避難所の役割について住民に周知する。</p> <p>また、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化するため、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月）に沿った体制整備を推進する。</p> <p>4 外国人に対する支援体制整備</p> <p>市は、府をはじめ民間事業者を含む多様な機関と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。</p> <p>市内在住外国人に対しては、防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導において多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。</p> <p><u>英語版の池田市ハザードマップを作成し、自宅の災害リスクやとるべき避難行動等の確認を容易にする。</u></p> <p>災害時に多言語での情報提供や相談に対応するため、府が大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で設置する「災害時多言語支援センター」の活用を促進する。</p> <p>外国人旅行者に対しては、府と連携し、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努めるとともに、早期帰国等に向けた災害情報等を提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用した多言語での情報発信に努める。また、観光案内所をはじめ、駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。</p> <p>避難所における多言語支援のため、府と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法施行規則改正の反映</p> <p>市の防災対策の反映</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第3章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>(略)</p> <p>1 防災知識の普及啓発</p> <p>市は、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>ア 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の大きな地震の連続発生や各種災害の複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性 ○ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ○ 地域の危険、危険場所 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承 <p>(新規記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会への貢献 ○ 応急対応、復旧・復興に関する知識 <p>(略)</p> <p>2 学校等における防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代に着実に継承していくためには、学校等における</p>	<p>第3章 地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>(略)</p> <p>1 防災知識の普及啓発</p> <p><u>府、市をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波</u>災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で<u>地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で<u>一人一人が確実に</u>避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p><u>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>ア 災害等の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の大きな地震の連続発生や各種災害の複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性 ○ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置 ○ 地域の危険、危険場所 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承 ○ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> ○ 地域社会への貢献 ○ 応急対応、復旧・復興に関する知識 <p>(略)</p> <p>2 学校等における防災教育</p> <p>防災意識を高め、それを次世代に着実に継承していくためには、学校等における</p>	<p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>防災教育が重要である。学校(園)は、児童・生徒・園児の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を行う。</p> <p>また、水害・土砂災害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>4 地区防災計画の策定等</p> <p>自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や地域の連帯感の醸成に努める。</p> <p>また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)(以下、「地区居住者等」という。))は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。<u>この際、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として池田市防災会議に提案し、市と連携した防災活動を行うことができる。</u></p> <p><u>市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>体系的かつ市域の災害リスクに基づいた</u>防災教育が重要である。学校(園)は、児童・生徒・園児の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を行う。</p> <p>また、水害・土砂災害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>4 地区防災計画の策定等</p> <p>自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、<u>地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。</u></p> <p>また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)(以下、「地区居住者等」という。))は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。<u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として池田市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。</u></p> <p><u>池田市防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。</u></p> <p><u>なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、池田市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</u></p> <p><u>また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第3節 ボランティアの活動環境の整備 (略)</p> <p>5 情報共有会議の整備・強化 府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>第4節 企業防災の促進 (略)</p> <p>1 事業者 (略)</p> <p>(3) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び計画に基づく訓練の実施 (略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、<u>地域防災計画</u>に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。</p> <p>ウ 浸水想定区域内に位置し、<u>地域防災計画</u>に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>第3節 ボランティアの活動環境の整備 (略)</p> <p>5 情報共有会議の整備・強化 府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修や<u>訓練</u>の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>第4節 企業防災の促進 (略)</p> <p>1 事業者 (略)</p> <p>(3) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び計画に基づく訓練の実施 (略)</p> <p>イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、<u>本計画（関係資料）</u>に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。</p> <p>ウ 浸水想定区域内に位置し、<u>本計画（関係資料）</u>に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>ウ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>国・府計画との整合</p> <p>表現修正</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第3編 自然災害応急対策</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策本部の組織と活動</p> <p>(略)</p> <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害情報収集伝達・警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>市は、大阪管区気象台と大阪府から府内に発表される気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。</p> <p>(1) 気象注意報・警報・特別警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく支援</p> <p><u>市は、府と協力して総務省が実施する被災市区町村応援職員確保システム</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整に応ずる。<u>被災市区町村は、的確かつ円滑に応急措置を実施す</u></p>	<p>第3編 自然災害応急対策</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策本部の組織と活動</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 池田市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症のまん延状況下で災害対応を行う場合は、災害対策本部の活動を優先することを基本とする。この際、本部長の指示により、感染症対策を、災害対策本部の事務として取扱うことも含め、当時の状況に応じて柔軟に対応する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害情報収集伝達・警戒活動</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>市は、大阪管区気象台と大阪府から府内に発表される気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。</p> <p>(1) 気象注意報・警報・特別警報</p> <p>大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。</p> <p>その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える<u>洪水キキクル</u>（洪水警報の危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 広域応援等の要請・受入れ</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく支援</p> <p><u>総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度</u>（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整を実施する。<u>また、府及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣</u></p>	<p>池田市新型コロナウイルス感染症対策本部との連携を具体化</p> <p>防災気象情報の提供体制の変更</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p><u>るため、災害マネジメント総括支援員制度を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>2 避難指示等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難指示等の住民への周知</p> <p><u>市長等は、避難指示等の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象地域・対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動（避難場所や避難理由等）がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>住民への伝達・周知に当たっては、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、 広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等<u>の効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、府に通知する。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。</u></p>	<p><u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>2 避難指示等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難指示等の住民への周知</p> <p><u>ア 避難指示等の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p><u>イ 住民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、公式SNS等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</u></p> <p><u>ウ 危険が切迫したエリアへの伝達については、広報車を近傍に派遣しての集中広報や個別訪問など直接的な手段も併用して伝達する。</u></p> <p><u>エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合には、住民自らの判断で「屋内安全確保を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に務める。</u></p>	<p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
------	-----	----

3 避難指示等の意味合い

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒レベル5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 ※1
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)
警戒レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
警戒レベル2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する。

(略)

3 避難情報と居住者等がとるべき行動等

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

出典：避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）

(略)

国・府計画との整合

現行計画	修正案	備考
<p>第14節 ライフライン・放送の緊急対応 (略)</p> <p>2 各事業者における対応 (3) 電力 (<u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u>) (略)</p> <p>第19節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理・運営 (略) (新規記載)</p> <p>(新規記載)</p> <p>(略)</p> <p>第25節 住宅の応急確保 <u>被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な措置を講じる。又、</u>応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。 (略)</p> <p>3 応急仮設住宅の建設 災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、<u>自らの資力をもってしては、</u>住宅を確保することができない者に対し、<u>市と府は、</u>建設場所、建設戸数等について十分に調整した上で、<u>知事が応急仮設住宅を建設し、</u>供与する。<u>特に緊急を要する場合は、府と調整の上、みなし応急仮設住宅の活用に留意する。この際、入居者の個別管理に努める。</u> ただし、必要に応じ、市長に委任された場合は、市長が行う。</p>	<p>第14節 ライフライン・放送の緊急対応 (略)</p> <p>2 各事業者における対応 (3) 電力 (<u>関西電力送配電株式会社</u>) (略)</p> <p>第19節 指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>2 指定避難所の管理・運営 (略)</p> <p><u>リ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、パーティションテントの活用、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。</u> <u>ヌ 令和2年度に作成した「新型コロナウイルス感染症環境下での避難所運営の参考」を活用するとともに、避難所開設訓練等を継続して専用資機材への習熟を図る。</u> (略)</p> <p>第25節 住宅の応急確保 <u>府及び市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、</u>応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。 (略)</p> <p>3 応急仮設住宅の建設 <u>府は、</u>災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、<u>住宅を確保することができない者に対し、市と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ）を供与する。</u> ただし、必要に応じ、市に委任された場合は、市長が行う。 (1) <u>建設型応急住宅</u>の管理について、府に協力する。</p>	<p>社名記載要領の変更</p> <p>市の防災対策の反映</p> <p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>(新規記載)</p> <p>5 公共住宅等への一時入居 <u>仮設住宅の建設状況及びみなし応急仮設住宅の活用状況</u>に応じ、被災者の住宅を確保するため、<u>期間を定めて市、府営住宅、住宅供給公社</u>、独立行政法人都市再生機構等の空き家への一時入居の措置を講じる。</p> <p>6 住宅に関する相談窓口の設置等 (1) <u>住宅相談窓口を設置し、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供に努める。</u>また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。 (2) 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、<u>家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業、団体への協力要請等適切な措置に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 集会施設等生活環境の整備を促進について、府に協力する。 (3) 入居者に<u>建設型応急住宅</u>を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。 (4) 高齢者、障がい者等に配慮した<u>建設型応急住宅</u>を建設するよう努める。</p> <p>4 <u>応急仮設住宅の借上げ</u> <u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 公共住宅等への一時入居 <u>府及び市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況</u>に応じ、被災者の住宅を確保するため、<u>府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家</u>への一時入居の措置を講ずる。</p> <p>7 住宅に関する相談窓口の設置等 (1) <u>府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。</u> (2) <u>府及び市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国・府計画との整合 国ガイドラインの表記に整合</p> <p>府計画との整合</p> <p>府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
<p>第 27 節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>1 し尿処理</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域に於けるし尿の収集処理見込み量、及び仮設便所の必要数を把握する。</p> <p>イ 下水道処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>第 27 節 廃棄物の処理 (略)</p> <p>1 し尿処理</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域に於けるし尿の収集処理見込み量、及び仮設便所の必要数を把握する。</p> <p>イ 下水道処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>ウ 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>国・府計画との整合</p>

現行計画	修正案	備考
------	-----	----

第4編 事故災害応急対策

(略)

第4節 航空機災害応急対策

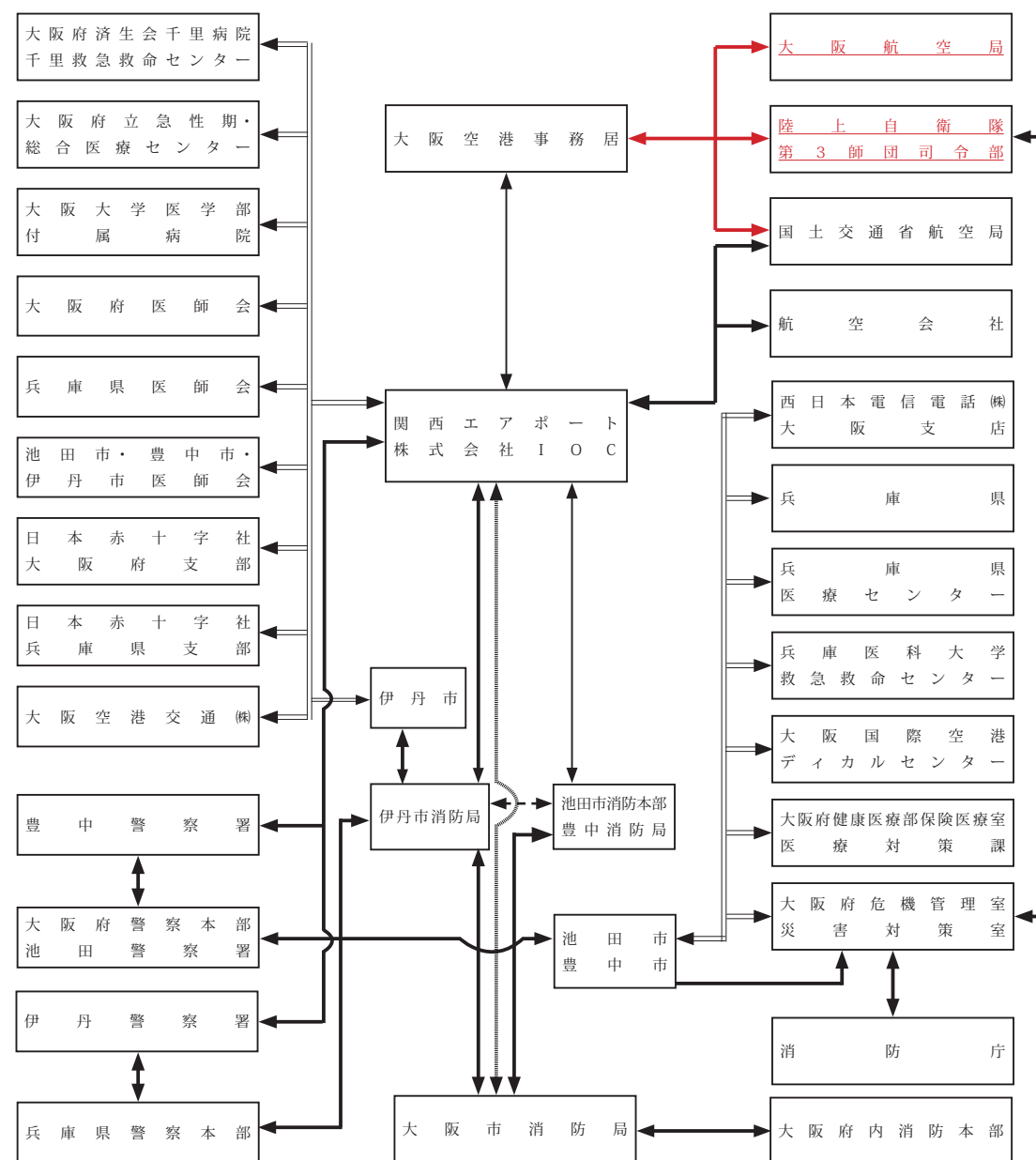
(略)

3 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統（大阪国際空港）

基本経路は次のとおりとするが、必要に応じ、それぞれの防災関係機関に必要な事項について連絡する。

また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災機関に連絡する。



第4編 事故災害応急対策

(略)

第4節 航空機災害応急対策

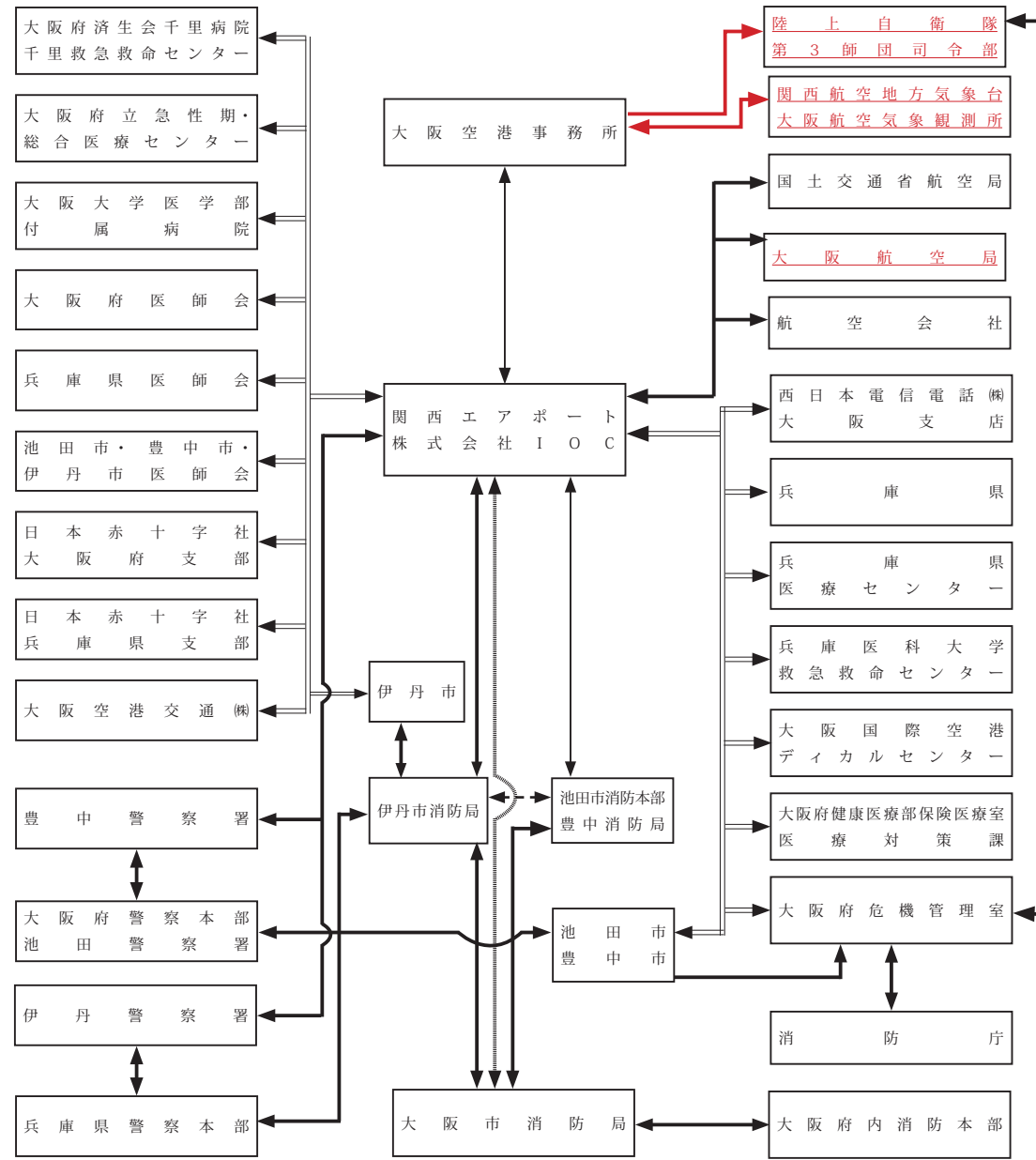
(略)

3 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統（大阪国際空港）

基本経路は次のとおりとするが、必要に応じ、それぞれの防災関係機関に必要な事項について連絡する。

また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の防災機関に連絡する。



府計画との整合

現行計画	修正案	備考															
<p>第5編 災害復旧計画 (略)</p> <p>第2節 被災者の生活確保</p> <p><u>市は、被災者が被った被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 被災者生活再建支援金等 (略)</p> <p>(2) 被災者生活再建支援制度の概要 (略)</p> <p>ウ 対象世帯</p> <p>自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅が全壊した世帯 ○ 住宅が半壊し、<u>倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</u> ○ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ○ <u>大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯</u> <p>(新規記載)</p> <p>エ 支援対象経費</p> <p>支給額は、以下の①、②の各支援金の合計額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="246 1612 1172 1818"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>解体（半壊・敷地被害）</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>大規模避難</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	複数世帯	単数世帯	全壊	100万円	75万円	解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円	長期避難	100万円	75万円	大規模避難	50万円	37.5万円	<p>第5編 災害復旧計画 (略)</p> <p>第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>府及び市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。</p> <p><u>府及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 被災者生活再建支援金等 (略)</p> <p>(2) 被災者生活再建支援制度の概要 (略)</p> <p>ウ 対象世帯</p> <p>自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、<u>又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</u> ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯 ④ <u>住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</u> ⑤ <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u> <p>エ 支援対象経費</p> <p>支給額は、以下の①、②の各支援金の合計額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ウ①～③の世帯 100万円 ・上記ウ④の世帯 50万円 <p><u>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。</u></p>	<p>国・府計画との整合</p> <p>国・府計画との整合</p>
区分	複数世帯	単数世帯															
全壊	100万円	75万円															
解体（半壊・敷地被害）	100万円	75万円															
長期避難	100万円	75万円															
大規模避難	50万円	37.5万円															

現行計画	修正案	備考												
<p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="290 338 1210 501"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <p>(略)</p> <p>第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(2) 想定されるライフライン</p> <p>ア 水道（池田市）</p> <p>イ 下水道（池田市）</p> <p>ウ 電力（<u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u>）</p> <p>(略)</p> <p>付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応</p> <p>(略)</p> <p>第2節 警戒体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>8 多数の者が避難する施設</p> <p>学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、<u>旅館・ホテル</u>等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	区 分	複数世帯	単身世帯	建設・購入	200万円	150万円	補修	100万円	75万円	賃貸住宅（公営住宅以外）	50万円	37.5万円	<p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>・住宅を建設又は購入した場合</p> <p>上記ウ①～④の世帯 200万円</p> <p>上記ウ⑤の世帯 100万円</p> <p>・住宅を補修した場合</p> <p>上記ウ①～④の世帯 100万円</p> <p>上記ウ⑤の世帯 50万円</p> <p>・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）</p> <p>上記ウ①～④の世帯 100万円</p> <p>上記ウ⑤の世帯 50万円</p> <p>※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1／2）</p> <p>※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 ライフライン等の復旧</p> <p>1 復旧計画</p> <p>(2) 想定されるライフライン</p> <p>ア 水道（池田市）</p> <p>イ 下水道（池田市）</p> <p>ウ 電力（<u>関西電力送配電株式会社</u>）</p> <p>(略)</p> <p>付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応</p> <p>(略)</p> <p>第2節 警戒体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>8 多数の者が避難する施設</p> <p>学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、<u>ホテル・旅館</u>等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>社名表記要領の変更</p> <p>(略)</p> <p>国・府表記との整合</p>
区 分	複数世帯	単身世帯												
建設・購入	200万円	150万円												
補修	100万円	75万円												
賃貸住宅（公営住宅以外）	50万円	37.5万円												